

平成19年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成19年2月23日(金曜日)

議事日程第1号

平成19年2月23日(金曜日)午前10時開会

- 第1. 会議録署名議員の指名
第2. 会期決定
第3. 施政方針並びに提出議案の説明
議案第7号から議案第83号まで 77件
第4. 議案第7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第5. 議案第8号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6. 先決を要する提出議案に対する質疑
第7. 先決を要する提出議案委員会付託(付託表は別紙のとおり)
第8. 委員長審査報告
第9. 議案第39号 土地(文化複合施設用地)の取得について
第10. 提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第1号 1件
第11. 議員発案第1号 由利本荘市議会会議規則の一部改正について
第12. 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員(29人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤讓司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	25番 土田与七郎
26番 村上亨	27番 三浦秀雄	28番 齋藤栄一
29番 佐藤實	30番 井島市太郎	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 柳田弘助 役 鷹照賢隆

助 役	村 上 隆 司	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	佐々木 秀 綱	建 設 部 理 事	佐々木 孝 一
総 務 部 長	佐々木 永 吉	企 画 調 整 部 長	渡 部 聖 一
市 民 環 境 部 長	松 山 祖 隆	福 祉 保 健 部 長	豊 島 一 郎
農 林 水 産 部 長	小 松 秀 穂	商 工 観 光 部 長	藤 原 秀 一
建 設 部 長	猿 田 正 好	教 育 次 長	中 村 晴 二
消 防 長	福 岡 憲 一	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 兼 職 員 課 長	中 嶋 豪
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	小 松 浩	企 画 調 整 課 長	大 庭 司

議会事務局職員出席者

局 長	熊 谷 正 次	長	石 川 隆 夫
書 記	鎌 田 直 人	書 記	遠 藤 正 人
書 記	阿 部 徹		

午前10時00分 開 会

議長（井島市太郎君） ただいまより、平成19年2月16日告示招集されました、平成19年第1回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、ご報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は、お手元に配付いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

さて、今議会に、ただいままで提出されました案件は、議案第7号から議案第83号までの77件、議員発案第1号、1件、平成18年請願第5号及び請願第1号並びに請願第2号の3件、陳情第1号から陳情第4号までの4件であります。

諸般の報告は、朗読を省略いたします。

議長（井島市太郎君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に、23番佐藤俊和君、25番土田与七郎君を指名いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から3月20日までの26日間と定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの26日間と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第3、施政方針及び提出議案の説明を行います。

議案第7号から議案第83号までの77件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今、第1回市議会定例会に平成19年度予算案を初め諸議案を提案するに当たり、市政運営の基本的な考え方を申し述べ、その所信を明らかにし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

市歌の冒頭で「時に添い 歴史つらぬき 里をうるおし 人をむすんで」と歌い上げられておりますが、これこそがまさに合併により誕生した由利本荘市の姿であります。

この合併こそは、新しい時代へ希望を求めた市民エネルギーの大爆発そのもの、今こうして静かに満2年を迎えることができました。

私は、各地に新市が多く誕生したことから、今後、都市間競争がますます激しさを増していくことを覚悟し、これに勝ち抜くことのできるまちづくりを目指して市政に取り組んでいるところであります。

我が国の経済は、バブル崩壊後から徐々に立ち直ってきたとはいいいながら、地域経済は依然として向かい風の中にあると言えます。

しかしながら、鳥は向かい風を得て飛び立つ。追い風を待ち続けるよりも、向かい風であっても強い意志を持って羽ばたける「まちの力」こそが重要と考えております。

私は、これまで初代市長として市民の信頼を得、その潜在力の発揚に努めてまいりました。誕生期から創成期の移行となるべき平成19年度においても新たな1ページを書きしるすべく、全市民の英知と努力を礎としてスクラムを組み、「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」実現に向け、邁進してまいりたいと存じます。

一方、県内一を誇る広大な面積を有する本市にとっての懸念は、何といたっても未知の世界との遭遇であり、合併協においては不安を取り除くため自治区長を置くこととし、市議会の同意をいただいたものであります。任命された各区長には、住民意思のくみ上げや総合支所の指導など市政の確立に努力いただき、大きな成果を上げていただいております。

こうしたことから、さらに任期の延長を望む声もある一方、立派に役目を果たされたのではないかなど数多くの意見が寄せられたところであります。こうした意見を踏まえ、今は足取りが少しおぼつかなくとも早く自立の道を選択することによって、たくましい力を持つ地域づくりができるとの考えから、この6月末をもって自治区長制度にピリオドを打たせていただきたいと思います。されど自治区長各位の功績の大きさを思うとき、我が胸のうちは万感のきわみであります。

さて、今冬は去年の豪雪とは一転し暖冬で経緯しております。しかし、相手は自然でありますことから、除雪体制はもとより、すべての事態に対し「備えあれば憂いなし」の基本姿勢に立ち、危機管理の再認識と点検を怠らず臨んでまいりたいと存じます。

今年、秋田わか杉国体の年。本県にとっては実に46年ぶりのことでもあります。本市にとっては合併記念とも言えるこの冬の大会が、去る2月10日から12日までの3日間、鳥海地域の会場に全国23都道府県から参加をいただき、バイアスロン競技が実施されました。

競技会のスターターを務められたオリンピック金メダリストの荻原健司氏からは、競技前走を務められた地域の女子小学生10名が力走する姿に「将来、日本を代表するスキヤーが育ってくれる気配を抱けたことが今大会の大きな収穫だ」との感想を述べていただきました。

これから伸び行く地域力を創出された小学生に対し、当日使用したスキー板を記念として差し上げたいものと考えております。

また、地域の方々を主体とした大観衆の声援、特に鳥海地域の女性の方々からの格別の温かい心遣い、さらには競技会場のすばらしさに対し、全国からおいでの役員・選手から賞賛をいただきました。ここに改めてご協力いただいた地域の皆様に深く感謝申し上げます。

また、9月29日から10月9日にかけて開催される秋田わか杉国体においては、本市でも正式競技7競技、それに先立つデモンストレーションとしてスポーツ行事2競技の計9競技が開催され、さらに国体終了後には全国障害者スポーツ大会「秋田わか杉大会」のソフトボール競技が予定されております。これら大会の成功に向けて関係各機関と一層連携を図りながら、全国からおいでいただく皆様へ心のこもったおもてなしができるよう準備を進めているほか、本市を売り込む絶好の機会ととらえておりますので、市民の皆様方からもご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

さて、本年は、本市にとって高速交通元年と位置づけられる記念の年。本市を縦貫する待望の日沿道の供用開始が期待されておりますが、実に20年にも及ぶ住民悲願の道であります。これからは、にかほ市からさらに南進を目指し、早期に高速交通ネットワークが形成されるよう総力を挙げて取り組んでまいります。本市の面積は全国14位、県内では第1位となる広範な自治体でありますだけに、合併理念の一つである「地域が一つに結び合う一体感を生むこと」が緊急かつ最重要課題であることから、道路網の整備にあわせ、情報通信網の整備として各地域へのケーブルの整備を進めており、平成19年度には鳥海、由利、西目地域へのエリア拡大を図ってまいります。

次に、景気の動向について申し上げます。

国内の景気拡大期が、いざなぎ景気を超えて戦後最長を更新したとはいうものの、県内の企業の多くは景気回復を実感できず、雇用環境にも厳しさが残っているようです。

こうした中、本地域ではいまだ向かい風とはいうものの、企業の努力により主力産業である電気機械器具製造業を中心にデジタル家電、携帯電話、自動車向け電子部品等の需要が増加し、生産持ち直しの動きが続くとともに設備投資も増加傾向にあることから、雇用環境も改善基調となっております。

また、電気機械を中心とした県内産業を重層化し、雇用のすそ野を広げる目的で県産業技術総合研究センターが航空機産業の育成を視野に入れた輸送機コンソーシアムを立ち上げており、本市企業においても航空機産業への参入の動きがあり期待感を持ってお

ります。

本市IT技術は、アメリカ国立航空宇宙局（NASA）からも厚い信頼が寄せられており、こうした技術力と気概を持って地域経済が好況を維持してくれることを切に願うものであります。

さて、平成18年は各分野で本市出身の活躍が報じられました。

本市出身で東京農工大名誉教授の遠藤章氏は、日本国際賞に続きマスリー賞を受賞。そして名誉県民となられましたことは二重の喜びとするところであります。スポーツ界では、TDK野球部が全国都市対抗野球大会で優勝という偉業を達成して東北に初めて黒獅子旗をもたらしました。さらに「水辺のまち」「ポートのまち」を自負する本市子吉川で鍛えた佐藤芳則氏は、カタール国ドーハで開催された第15回アジア競技大会ポートかじなしフォアで見事金メダルを獲得いたしました。その偉業をたたえ佐藤氏に対し、去る1月7日、由利本荘市成人式会場において本市第1号となる由利本荘市民栄誉賞を授与いたしました。これを先覚の模範とし、本市青少年の育成や人材育成に役立ててまいりたいと存じます。

それでは、平成19年度の予算案及び重点施策の概要について申し上げます。

国の平成19年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算と位置づけ、引き続き歳出全般にわたる改革路線が強化されたところであります。

一方、地方財政においては、三位一体改革を踏まえ新分権改革に取り組むこととし、国と地方との役割分担や責任分野を明確にし、税源移譲を含めた税源配分の見直し、国庫補助負担金改革、地方交付税改革を実施するとともに歳出・歳入一体改革を推進することとしており、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況にあります。

このような中、本市においては一般財源の確保はこれまで以上に厳しい状況であることを踏まえながら、中長期的な財政の健全性確保に留意し、一体感の醸成と均衡ある市政発展に努めてまいります。

平成19年度の予算につきましては、限られた財源の効果的な活用を図り、議員各位並びに市民の一層のご協力とご理解のもと都市基盤の整備を着実に進め、市民がより豊かで安心して暮らせる地域社会づくりの構築に向けた諸事業の展開に意を用いたところであります。

次に、重点施策につきましては、由利本荘市総合発展計画における7つの施策の大綱ごとに申し上げます。

第1は、「地域に開かれた住民自治のまちづくり」についてであります。

全市民が市の一体性の確立と全体の成長発展という視点を持つことが重要であるとの観点から、昨年は由利本荘市歌と市の花、木、鳥を制定したところであり、平成19年度は由利本荘市市民憲章を制定することでさらなる市の一体性の確立を図ってまいります。

市の花「さくら」については、市域全体をキャンバスと見立て「さくら満開のまちづくり」と銘打ち、今後を見据えた桜の植樹や観光地整備のためのランドデザインを構築いたします。

次に、第2の「活力とにぎわいのあるまちづくり」について申し上げます。

地域の基幹産業である農業の振興につきましては、4月から経営所得安定対策がス

ターゲットすることから、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織や認定農業者など担い手の育成支援を重点的に進めてまいります。特に集落営農組織に対しましては、経営基盤強化のためソフト・ハード両面にわたっての支援を行ってまいります。

また、稲作は土づくり実証米の生産拡大により由利本荘米のブランドの確立を進めるほか、畑作については既存の重点作物の生産拡大とあわせ、鳥海りんどうに代表される地域品目の育成と生産振興を図ってまいります。

漁業振興については、道川漁港が県より移管になることから引き続き北防波堤の整備を行ってまいります。

また、松くい虫被害により危機的な状況となっている海岸林対策については、TDK株式会社から多大なご支援をいただき、ゆり海岸林再生プロジェクトとして、にかほ市と連携した事業を継続中であり、被害林の早期再生に向けたクロマツ等の植栽を進めてまいります。

観光振興につきましては、観光振興計画に基づき、今後は計画の実践に向けて事業を進めてまいります。特に、環鳥海地域連携による広域周遊型観光の形成に向け、ターゲットを絞った情報発信などを実施しながら鳥海山の知名度を高める活動も展開してまいります。

さらに国体開催に当たりましては、観光地としてのレベルアップを図りつつ交流人口の増加が定住人口の増加へつながるよう工夫し地域の活性化を推進するとともに、観光PRや特産品の販売拡大を図ってまいります。

次に、第3の「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」について申し上げます。

少子高齢社会が進行する中、日本の将来人口推計によると総人口の減少が懸念される一方、児童虐待や自殺など悲しい事件が多発し、また、地方においては医師や看護師不足が深刻化しております。

このような社会の病弊に対し、本市では少子化や児童虐待の対策を強化し、障害者や要援護者などの社会的弱者が確かな希望を取り戻し、安心して老いを迎えられるよう保健・福祉・医療のさらなる充実と連携強化を図ってまいります。

少子化対策につきましては喫緊の課題であり、次世代育成支援行動計画に基づき安心して子供を産み育てることができる環境整備のため、保育料の軽減、就学前児童の医療費とすべての小中学生児童生徒の入院医療費の無料化、子育て支援金の支給等を継続いたします。

また、市民が子育てを支援するファミリーサポートセンターの充実強化、さらに子育てサークル等の支援など保育サービスの多様化を推進するとともに、関係機関と全市民が一体となって児童の健全育成に取り組んでまいります。

さらに高齢者に対しては、高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の方々が積極的に社会活動に参加し、生涯現役として暮らせる社会づくりを支援するため介護予防事業等を継続実施するとともに、生きがい活動や家族介護、在宅生活支援の事業を積極的に展開してまいります。

障害者福祉対策につきましては、合併後の新障害者福祉計画に基づき着実にその具現化を進めるとともに、地域社会におけるより豊かな人間関係の形成を目指し、障害者の

自立支援体制の充実を図りながら「障害者が自立し、共に生きるまちづくり」を推進してまいります。

地域医療と救急医療においては、鳥海診療所医師住宅を移転改築するほか、地域医療体制の確保と医師不足対策として地域中核病院の小児科・産科の医療体制並びに医師確保について支援してまいります。

さらには保健・医療の観点からの少子化対策として、妊婦へのブックスタート事業を初め県の特定不妊治療費助成事業対象者へ新たにかさ上げ助成を行ってまいります。

次に、第4の「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」について申し上げます。

市の核となる都市基盤の整備を図るため本荘中央地区土地区画整理事業を推進し、引き続き由利橋通線沿線の家屋移転を行うとともに、都市計画道路停車場栄町線、由利橋通線の一部改良及び区画道路の整備を行い、並行して移転及び築造に付随した下水道や取り付け道路などの基盤整備を進めて平成22年度の事業完成を目指してまいります。

第二庁舎移転建設事業につきましては、本荘中央土地区画整理事業の進捗に伴い平成20年度までの2カ年で建設いたします。

また、文化複合施設を中心とした旧由利組合総合病院跡地の活用を図るための用地取得と実施設計等を進めるほか、西目駅前広場整備など市街地の再生を図る一方、本荘及び西目地域で市営住宅6戸を建設するなど住環境の整備を進めてまいります。

上水道整備につきましては、高度浄水施設の建設改良、災害等緊急時における給水拠点確保のための配水池の建設、緊急時に水道水を相互融通できる管路の整備、老朽化した配水管路の耐震化を整備目標とした由利本荘市水道事業第1次施設整備事業を平成19年度から平成27年度までの9カ年で実施いたします。

平成19年度は、本荘地域において老朽化した子吉浄水場の高度浄水処理化を含む改良工事を実施するほか、西目地域において西目PC配水池建設工事、配水幹線布設工事を実施いたします。

また、鳥海ダムにつきましては、昨年、国が策定した子吉川水系河川整備計画に位置づけられており、今後は環境影響評価法に基づく手続きと基本計画レベルの事業計画書作成を進めるとのことであります。市といたしましては、鳥海ダムの建設を促進する市民の会など関係機関と連携を取りながら、引き続き早期建設着手に向け国・県に強く要望してまいります。

生活環境整備においては、新たなごみの有料化制度を導入し、ごみの発生、排出抑制並びに排出量に応じた市民の負担の公平化及び意識改革の推進を図り、循環型社会の形成に努めてまいります。

次に、第5の「豊かな心と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

大きな変革期にある教育についてであります。昨今の少子化やそれに伴う学校の規模の適正化、さらには多発する子供を巻き込んだ事件、不登校やいじめ問題、そして学力低下など子供を取り巻く環境は多様かつ広範に及んできております。

政府の教育再生会議の第一次報告では、ゆとり教育の見直しを初めとする教育内容の改革、教育委員会制度や教員制度のあり方、教員の質の向上など社会総がかりで教育に当たるとのことが示されており、このような変革期にあっては、これまで以上に創意工

夫を凝らし、地域一体となった主体的な特色ある教育活動に取り組んでいく必要があると認識いたしております。

このような視点から、学校施設の整備では次代を担う子供たちの教育環境整備の重要性にかんがみ、本荘南中学校、矢島中学校、西目小学校の建設工事に本格的に着手し、それぞれ平成21年4月の開校を目指してまいります。

また、県事業ではありますが由利高校の改修工事につきましては、7月20日の校舎竣工を目指して順調に進んでおります。4月からは男女共学校として新たなスタートを切ることになりますが、新規校は普通・理数・国際科を配しており、男女共同参画や国際化社会、生徒児童の理数科離れへ対応するほか、近接している秋田県立大学と相互交流を深めながらの学校経営を軸といたしております。

これを機に市内各高校が切磋琢磨し、生徒の人格形成と学力向上について今まで以上に資することができるよう期待しております。

芸術文化の振興においては、市民の豊かな感性と想像力を育成するため、昨年、市歌の制作に当たっていただきました、谷川俊太郎氏と賢作氏親子をお招きしてのコンサートを開催するほか、全市児童生徒を対象とした芸術鑑賞教室を引き続き実施してまいります。

第6の「心ふれあう情報と交流のまちづくり」について申し上げます。

本市域内における道路網の整備促進につきましては、いよいよ実現する高速交通体系への参入を見据え関連事業の推進を図るためにも、国や県にその財源確保及び事業実施を強力に要望してまいります。特に（仮称）松ヶ崎亀田インターチェンジへの接続道路となる市道松ヶ崎亀田線改良事業を引き続き推進してまいります。

また、高度情報通信基盤の整備についてであります。近年の情報通信技術の進展と情報化社会の中であって携帯電話は広く国民に利用され、また、災害時の緊急連絡の手段としても用いられるなど社会的重要性が増しております。このため、鳥海地域小川・下笹子地区及び東由利地域黒淵地区に携帯電話用の鉄塔を整備し、通信エリアの拡大と情報格差の解消を図ってまいります。

最後に、第7の「行政改革による健全なまちづくり」について申し上げます。

国及び地方を通じて厳しい財政状況下であります。地に足の着いた住民サービスを提供し、また、将来にわたって住民サービスの提供を持続可能とするために簡素で効率的な市政の運営が求められていると強く認識しております。改革には痛みが伴うものがありますが、市民各位からご理解とご協力をいただき、時宜を逸することのないよう由利本荘市の将来を見据えた効率的な行財政運営の確立に努めてまいります。

特に、昨年度策定いたしました集中改革プランにおける平成18年度の取り組み目標につきましては、おおむね達成できる見通しであり、引き続き平成19年度においても事務事業、組織機構の見直しに取り組むとともに、行政評価制度の導入や職員の定員管理の適正化を図りながら積極的な行財政改革を推進してまいります。

また、公の施設に係る指定管理者制度につきましては、4月からの導入が決まっております。かしわ温泉を初め集会施設や道の駅など168施設となっております。今後は保育園や老人福祉施設などの直営施設等の運営状況を精査し、この制度を活用した経費の節減と市民サービスの向上を図ってまいります。

以上、平成19年度に進めてまいります施策の概要を申し上げましたが、各施策の具現化に向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位初め市民の皆様のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

次に、提出議案の説明に入ります前に、市道山内畑村線の地すべり災害についてご報告申し上げます。

昨年12月30日に発生した本荘地域山内地内の市道山内畑村線の地すべり現場において、昨日2月22日未明に大規模な二次崩落が発生したところであります。このたびの崩落により道路の埋塞延長がこれまでの約100メートルから約150メートルに拡大するとともに、崩落高さもこれまでの約50メートルから約100メートルに拡大したものであります。この崩落により石沢川に崩落土砂がさらに押し出され、河道断面も3分の2程度埋塞した状態となったところであります。

幸い河道の全面閉塞という事態には至らず、上流側の水位が約1メートルほど上昇しておりますが、上流の家屋等への影響はない状況であります。

また、被災現場では復旧計画を作成するためボーリング調査作業等を実施してはいたものでありますが、二次的な土砂の移動の発生が懸念されたこともあり、作業機材を撤収していたことから機材の大きな被害はなかったものであります。

この二次崩落発生後の対策を早急に調査検討するため、22日午後、県河川砂防課、由利地域振興局及び市との合同現地調査を実施し、緊急対策として流水を阻害しないよう立木の撤去や水路断面を拡大するとともに、押し出し土砂の流出防止対策を由利地域振興局が早急に実施することとしたものであります。

また、道路復旧計画についても二次崩落区域も含めた対策工法を引き続き調査検討することとしたものであります。

いずれにしましても道路復旧はもちろん、石沢川の流下阻害を来すことのないよう県とも連携を密にし、万全の対応をしてまいりたいと存じます。

それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

このたびの第1回市議会定例会に提出しました案件は、人事案件2件、条例関係28件、予算関係34件、その他13件の計77件であります。

初めに、議案第7号及び議案第8号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、井島京子氏並びに佐藤公夫氏を再任候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第9号本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更についてであります。これは地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、本荘由利広域市町村圏組合の規約の一部を変更することについて協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第10号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。これは本荘由利広域市町村圏組合と市との間の事務委託に関する規約の一部を変更することについて協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第11号由利本荘市名誉市民条例の制定についてであります。これは市民

または市に縁故の深い者で、その功績が卓絶で郷土の誇りとして、また市民の尊敬の的として仰がれる者を名誉市民として顕彰するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号由利本荘市財産区名称条例の制定についてから議案第18号由利本荘市小友財産区公有林野官行造林条例の制定についての7件については、新市発足時に暫定施行した合併前の本荘市の財産区に関する条例について、条文等を整備し、新たに由利本荘市の条例として制定しようとするものであります。

次に、議案第19号由利本荘市西滝沢水辺プラザ多目的広場条例の制定についてであります。これは由利地域西滝沢地区に多目的広場を設置したことに伴い、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第20号独立行政法人雇用・能力開発機構委託に係る本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の制定についてであります。これは新市発足時に暫定施行した合併前の本荘市の条例について、条文等を整備し、新たに由利本荘市の条例として制定しようとするものであります。

次に、議案第21号由利本荘市畜産振興基金条例の制定についてであります。これは新市発足時に暫定施行した合併前の大内町及び東由利町の基金条例について、その制度の目的及び運用等を勘案し、由利本荘市の条例として統合整備しようとするものであります。

次に、議案第22号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。これは地方自治法の一部改正により、助役、収入役及び吏員制度が見直されることに伴い、関係条例について整理しようとするものであります。

次に、議案第23号由利本荘市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは特別職報酬等審議会の答申を受け職務の内容や責任等を勘案し、市議会議員のうち各常任委員長並びに議会運営委員長の報酬の額について規定するため、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号由利本荘市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは行政協力事務に関する条例が平成19年4月1日より施行されることに伴い、行政協力員の報酬が廃止されるため、別表について整備しようとするものであります。

次に、議案第25号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは職員の管理職手当及び扶養手当の額について国及び県に準じた改正を行うに当たり、条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第26号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。これは大内曲沢地区に移動通信用鉄塔施設が整備されることに伴い、別表に施設名称等を追加しようとするものであります。

次に、議案第27号由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは市のケーブルテレビをプロバイダーとするインターネット接続サービスの提供を受ける場合の加入金及び端末接続装置の設置に係る費用の徴収について条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第28号由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部

を改正する条例案であります。これはごみの減量に対する意識改革の推進並びにごみの排出量に応じた市民負担の公平性を図るため、指定収集袋によるごみ処理の有料化について激変緩和措置を講じて実施するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第29号由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案であります。これは指定収集袋によるごみ処理が有料化されることに伴い、ごみ処理施設へ直接搬入した場合の清掃使用料について使用者及びごみの種類に応じた使用料を規定するため、別表を整備しようとするものであります。

次に、議案第30号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは大内地域及び本荘地域に浄化槽施設を新たに38カ所設置したことに伴い、別表に施設名称等を追加しようとするものであります。

次に、議案第31号由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案であります。これは矢島地域花立の簡易宿泊施設バンガローの改築に伴い、別表を整備しようとするものであります。

次に、議案第32号由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは東由利地域大琴簡易水道の区域拡張事業の完成に伴い、別表を整備しようとするものであります。

次に、議案第33号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは大内地域のぼぼ健康運動公園のスポーツ広場が完成したことに伴い、施設名称及びその使用料について別表に追加しようとするものであります。

次に、議案第34号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。これは市営住宅として浜山団地に1戸建て1棟及び共同施設として緑地が2カ所完成するに当たり、別表に施設名称等を追加しようとするものであります。

次に、議案第35号由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案であります。これはガス事業法施行規則の大口供給に係る供給量の基準が改正されたことに伴い、市の大口供給条件を規定するため条文を追加しようとするものであります。

次に、議案第36号本荘市松ヶ崎財産区公有林野官行造林条例を廃止する条例案であります。これは松ヶ崎財産区公有林野官行造林事業の廃止に伴い、由利本荘市発足時に暫定施行した条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第37号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第38号由利本荘市道路線の認定についてであります。これは路線の見直し及び各種道路改良事業等の完了に伴い、西目地域の2路線を廃止し、矢島地域1路線、大内地域2路線、西目地域4路線及び鳥海地域の4路線を新たに認定しようとするものであります。

次に、議案第39号土地（文化複合施設用地）の取得についてであります。これは旧由利組合総合病院跡地に計画する文化複合施設の用地1万1,683.37平方メートルを6億186万6,690円で由利本荘土地開発公社から取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本議案は円滑な事業推進を図るため、本日議決をお願いするものであります。

次に、議案第40号土地改良事業（笹子上堰地区）の施行についてであります。これは笹子上堰地区の農業用排水施設整備を実施するに当たり、議会の議決を得ようとする

るものであります。

次に、議案第41号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは議案第40号の土地改良事業にかかわる経費の賦課基準並びにその徴収の時期などについて議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第42号から議案第47号までの6件は各特別会計への繰り入れであります。いずれも一般会計から特別会計に繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第48号平成18年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

全般にわたって、各事業の年度末における精査や職員等人件費及び各施設の維持管理・補修に係る経費の措置と国の補正予算に伴う事業費の追加が主なものであります。

主な内容といたしまして、総務費では、国の補正予算による合併補助金充当事業としてGIS 全庁型地理情報システム導入事業と公有財産管理システム整備事業に要する経費を措置するほか、ケーブルテレビ施設整備事業、地域情報基盤整備事業などの工事費の確定に伴い減額しようとするのが主なものであります。

なお、合併補助金充当事業のGIS関係事業については、補正後の発注期間がないことから繰越明許費の設定をしようとするものであります。

また、由利本荘警察署庁舎改築拡張用地取得について、由利本荘市土地開発公社による代行取得のため債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、民生費では、実績見込みにより生活保護費、療養給付費、障害者施設訓練等支援費及び児童手当などの各扶助費や介護保険事業の確定により広域分担金を減額をするほか、子育て支援事業費の増額をしようとするものであります。

また、石沢保育園整備資金借入金元利償還金補助のため債務負担行為を設定しようとするものであります。

衛生費では、各種検診や予防接種等の委託料及び、ごみ処理施設の管理費を減額しようとするものであります。

なお、浄化槽設置事業については、関係機関との協議に不測の日数を要したため年度内執行が困難であり、繰越明許費の設定をしようとするものであります。

次に、農林水産業費では、対象面積の確定による中山間地域等直接支払交付金の減額とふるさと農道緊急整備事業、市有林造林事業などの精査による減額などが主なものであります。

さらに、平成18年度農業経営基盤強化資金利子助成等の利子並びに償還助成金について、資金利用額が確定したことにより債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、商工費では、生活バス路線維持費補助金が確定したことにより増額しようとするほか、観光施設管理費や観光基盤整備事業の年度末精査により減額しようとするものであります。

また、市道岩谷ぼぼろっこ西野線の道路改良事業が繰越事業となるため、移転補償となる引湯管布設替工事についても繰越明許費の設定をしようとするものであります。

土木費では、主に補助金・交付金事業の精算による事業費などを減額しようとするも

のであります。

また、国の補助予算に伴う合併補助金充当事業となる道路台帳統合事業と住宅マスタープラン策定事業は、補正後の発注期間がないこと、さらには地方道路整備臨時交付金事業5路線、県道羽後本荘停車場線整備事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業については、関係者との補償交渉に不測の日数を要したことなどから繰越明許費を設定しようとするものであります。

教育費については、矢島中高連携校建設用地に係る造成工事の施工年度の変更や、水林総合運動公園競技場改修工事を初めとする工事請負費の確定による減額及び私立幼稚園等への各種支援事業費の確定に伴い減額しようとするものであります。

また、学校施設改修事業や西目小学校、本荘南中学校両校の建設事業において、国の補正予算に伴い関連する事業費を追加するものであります。年度内の完成が困難であることから繰越明許費の設定をしようとするものであります。

なお、矢島中高連携校建設用地取得事業における高校用地分について、由利本荘市土地開発公社から買い戻しをするため、その取得費を措置するとともに債務負担行為を廃止しようとするものであります。

歳入においては、市税や財産収入などについて確定見込み額を精査するとともに繰越金を措置し、基金繰入金で調整を図ったものであります。

これら補正額は1億1,429万9,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ526億9,466万6,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第49号から議案第61号までの13特別会計補正予算についても各事業などの年度末による精査が主なものであり、総額にして1億3,062万2,000円を増額するものであります。

また、下水道事業特別会計を初め事業費の確定や工法変更などによる施工過程において年度内完成が困難となる関係事業費について、継続費の変更や繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第62号水道事業会計補正予算では、収益及び資本的収入において補正後の収入総額を21億3,948万4,000円に、収益及び資本的支出は補正後の支出総額を26億3,306万円にしようとするものであります。

議案第63号ガス事業会計補正予算では、収益及び資本的収入において補正後の収入総額を9億6,351万7,000円に、収益的支出では支出総額を11億6,837万6,000円にしようとするものであります。

以上が補正予算の概要であります。

次に、議案第64号から議案第81号までの18件については、各会計の平成19年度の予算であります。

一般会計予算総額は、学校建設など大型プロジェクト事業により、前年度当初比で4.1%、20億4,000万円の増となる514億7,000万円となり、歳入の主なものでは、自主財源の根幹をなす市税につきましては、定率減税の廃止や税源移譲により5億5,700万円ほど増となる82億2,100万2,000円としたところであります。

また、地方交付税は、国の地方財政計画では4.4%減としておりますが、普通交付税については新型交付税の試算による減額及び合併補正などの増額分を見込み、平成18年

度当初予算と同額とし、特別交付税は合併包括分の算入がなくなることなどから10%減とし、全体で0.9%、1億6,500万円ほどの減となる179億7,518万5,000円を見込んだところであります。

国・県支出金は95億4,680万8,000円とし、市債については合併特例債31億1,640万円及び過疎債15億430万円など83億5,620万円を、さらにその他財源を見込んで、なお不足する財源については財政調整基金と減債基金から17億9,631万6,000円を取り崩し財源調整を図ったところであります。

次に、国民健康保険特別会計など15特別会計の予算総額は287億8,160万2,000円となり、ガス・水道事業の企業会計は、予算総額43億5,369万4,000円となっております。

これら一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は846億529万6,000円となり、前年度比3.4%の増となるものであります。

なお、予算の概要につきましては、さきに配付いたしました予算概要をご参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第82号由利本荘市区長設置条例を廃止する条例案であります。これは区長の設置後2年が経過しようとしており、この間、合併時の各地域における市政の円滑な運営を図るという当初の目的が達成されたことから、区長制度を廃止しようとするものであります。

最後に、議案第83号由利本荘市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは議員の調査活動の充実を図り議会を活性化することを目的に、政務調査費の交付月額を増額するため条例を改正しようとするものであります。

以上が第1回市議会定例会に提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） これにて施政方針並びに提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第7号及び議案第8号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号及び議案第8号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第7号及び議案第8号の2件については、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号及び議案第8号の2件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第7号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第8号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第6、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、議案第39号土地（文化複合施設用地）の取得についてに対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時12分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第7、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、建設常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時41分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第39号を上程し、日程第8により委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、案件に入ってからこれを許します。

建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

ただいま佐々木勝二議員が出席いたしました。

【3番（佐々木勝二君）入場】

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） 建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、議案第39号土地（文化複合施設用地）の取得についての1件であります。

この案件内容につきましては、さきの臨時議会におきまして議決されました、本荘市街地地区まちづくり交付金事業の継続費に関するものであり、旧由利組合総合病院跡地に建設が計画されております、文化複合施設の用地1万1,683.37平方メートルを6億186万6,690円で由利本荘市土地開発公社から取得するものであります。

取得金額であります、旧本荘市土地開発公社が5億6,556万8,016円で購入した土地代金に借入金利息の3,629万8,674円を加えたものであり、取得金額平均の平方メートル当たりの単価は5万1,500円余りであります。

なお、本案件につきましては、円滑な事業推進を目的に本日先決を要する議案となったものであります、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上で建設常任委員長の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 日程第9、議案第39号土地（文化複合施設用地）の取得についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第10、提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第1号については、提案説明並びに委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、提案説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第11、議員発案第1号由利本荘市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第12、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票による選挙を行わず、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、その指名は議長にお任せ願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって指名の方法については、議長において指名いたします。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に14番高橋信雄君を指名いたします。

ただいま指名いたしました14番高橋信雄君を当選人と決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、14番高橋信雄君を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明2月24日、25日は休日のため休会、26日から3月2日までは議案調査のため休会、3日、4日は休日のため休会、5日、6日は議案調査のため休会、7日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、一般質問の通告は2月27日午前11時まで、提出議案に対する質疑の通告は3月7日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時47分 散 会

